



これからの住宅金融支援機構

～地域連携を通じて、住宅政策を実施～

住宅金融支援機構は、平成19年度に独立行政法人として新たなスタートを切って以来、住宅ローンの安定的な供給支援に取り組んでまいりました。おかげさまで長期固定金利の【フラット35（買取型）】のご利用は累計で86万件となるなど、住宅金融市場の中で一定の実績を積み重ねてまいりました。これも、ひとえにご利用者や住宅事業者をはじめとする関係者みなさまのおかげであり、改めて深く感謝申し上げます。

平成29年度から新たに迎える第3期中期目標期間においては、これまでの積み重ねを基盤としつつ、住宅金融市場における安定的な資金供給を支援し我が国の住生活の向上に貢献するため、機構の持つ政策実施機能を最大限発揮してまいりたいと考えております。

具体的には、国の「住生活基本計画」において、民間事業者、地方公共団体、居住者、地域住民等の各主体を補完する主体として、「新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援する役割」が、住宅金融支援機構に対して期待されています。

こうしたことを踏まえ、機構では、平成27年度より【フラット35（リフォーム一体型）】、平成28年度より【フラット35】リノベ等を実施し、【フラット35】の仕組みを通じて良質な既存住宅が適正に評価され、安心して既存住宅を購入できる環境の整備に取り組んでいますが、平成29年4月からは新たに【フラット35】において「子育て支援型」や「地域活性化型」を創設し、地方公共団体が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組に対して、住宅ローンを通じて支援する取組を開始いたしました。

また、「住宅金融のプロ」である公的機関として、「長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援」、「リバースモーゲージの普及」、「住宅を活用したセーフティネット機能の強化」、「地域の特性に応じた豊かな居住環境やコミュニティの形成」といった施策の実現に向けて、住宅融資保険や直接融資の手法も活用して、住宅金融市場における先導的な取組の担い手としての役割を果たしながら取り組んでまいります。そして、これらの取組を通じて、国民の皆さまや社会に必要とされる組織と評価いただけるよう、役職員一丸となって業務に邁進してまいります。

これからも、みなさまの一層のご指導・ご支援をお願い申し上げます。

独立行政法人 住宅金融支援機構 理事
瀬口 芳広

